

平成 3 0 年

第 3 回日向市議会(定例会)議案

8 月 3 1 日

日 向 市

も く ろ く

報告第11号	専決処分の承認について（平成30年度日向市一般会計補正予算（第2号））	1
議案第54号	教育委員会委員の任命について	2
議案第55号	公平委員会委員の選任について	3
議案第56号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	5
議案第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
議案第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	7
議案第60号	日向市個人情報保護条例及び日向市情報公開条例の一部を改正する条例	8
議案第61号	日向市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第62号	財産の取得について	17
議案第63号	普通河川井尻谷川の二級河川指定に係る意見について	18
議案第64号	平成30年度日向市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第65号	平成30年度日向市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第66号	平成30年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第67号	平成30年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第68号	平成30年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第1号）	別冊
議案第69号	平成30年度日向市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊

専決処分の承認について

平成30年度日向市一般会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏 名	生年月日	住 所
林 留 美 子		

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
木 村 朝 美		

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
若 林 里 美		

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市個人情報保護条例及び日向市情報公開条例の一部を改正する条例

(日向市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 日向市個人情報保護条例（平成18年日向市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2) 個人識別符号が含まれるもの 4 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。 5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要す

4～7 [略]

- 8 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された個人情報という。

9・10 [略]

(利用目的の明示)

第 7 条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第 30 条及び第 63 条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(収集禁止事項)

第 9 条 実施機関は、次に掲げる個人情報収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があるとき、又は実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条、宗教その他内心の自由を侵害する原因となるおそれのある個人情報

(2) 人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(個人情報ファイルの保有等に関する事前届出及び閲覧)

第 18 条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときは、また同様とする。

(1)～(3) [略]

るものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

6～9 [略]

- 10 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により記録された個人情報という。

11・12 [略]

(利用目的の明示)

第 7 条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(収集禁止事項)

第 9 条 実施機関は、要配慮個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実に関するものを収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があるとき、又は実施機関が認めるときは、この限りでない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前届出及び閲覧)

第 18 条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときは、また同様とする。

(1)～(3) [略]

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）

(5)～(10) [略]

2～5 [略]

(保有個人情報の開示義務)

第 21 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならぬ。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第 19 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第 2 項並びに第 29 条第 1 項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することとなるものを含む。）が、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～オ [略]

(3)～(9) [略]

(部分開示)

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意的情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（要配慮個人情報を含む。以下この条において「記録項目」という。）

(5)～(10) [略]

2～5 [略]

(保有個人情報の開示義務)

第 21 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならぬ。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第 19 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第 2 項並びに第 29 条第 1 項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～オ [略]

(3)～(9) [略]

(部分開示)

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意的情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定

の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第61条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第17条第1項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(日向市情報公開条例の一部改正)

第2条 日向市情報公開条例（平成12年日向市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること

の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第61条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第17条第1項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

ア～エ [略] (3)～(7) [略]	となるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ [略] (3)～(7) [略]
------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月31日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成 12 年日向市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
手数料	事務	金額		手数料	事務	金額	
1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第 18 条第 24 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]		1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]	
				2 道路の位置指定認定申請手数料	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定（位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。）の申請に対する審査	1 件につき 50,000 円	
				3 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円	

2	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	[略]
3～26	[略]		
27	仮設建築物建築許可申請手数料	[略]	
28～53	[略]		
54	道路の位置指定認定申請手数料	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定(位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。)の申請に対する審査	1件につき 50,000円
55～59	[略]		

備考

1 48 の項及び 49 の項に規定する手数料について、それぞれ長期優良住宅建築等計画認定及び長期優良住宅建築等計画変更認定(長期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築計画等が長期優良住宅事前審査適合計画である場合を除く。))を除く。)に併せて長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2の1の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。

4	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	[略]
5～28	[略]		
29	仮設建築物建築許可申請手数料	[略]	
30	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
31～56	[略]		
57～61	[略]		

備考

1 51 の項及び 52 の項に規定する手数料について、それぞれ長期優良住宅建築等計画認定及び長期優良住宅建築等計画変更認定(長期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築計画等が長期優良住宅事前審査適合計画である場合を除く。))を除く。)に併せて長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2の1の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。

- 2 52 の項及び 53 の項に規定する手数料について、それぞれ低炭素建築物新築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画変更認定に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分による手数料の合計とする。
- 3 52 の項及び 53 の項に規定する手数料について、それぞれ低炭素建築物新築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画変更認定に併せて低炭素化促進法第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第 2 の 1 の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。
- 4 55 の項、56 の項及び 57 の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分による手数料の合計とする。
- 5 55 の項及び 56 の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定に併せて建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第 2 の 1 の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。
- 6 58 の項及び 59 の項に規定する手数料について、建築物の床面積の合計は、一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分を除いて算定する。
- 7 59 の項に規定する手数料について、建築物エネルギー消費性能確保計画に床面積が増加する変更がある場合は、当該増加する部分の床面積に応じた 58 の項の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料を加えた金額と

- 2 55 の項及び 56 の項に規定する手数料について、それぞれ低炭素建築物新築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画変更認定に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分による手数料の合計とする。
- 3 55 の項及び 56 の項に規定する手数料について、それぞれ低炭素建築物新築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画変更認定に併せて低炭素化促進法第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第 2 の 1 の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。
- 4 57 の項、58 の項及び 59 の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分による手数料の合計とする。
- 5 57 の項及び 58 の項に規定する手数料について、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定に併せて建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第 2 の 1 の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。
- 6 60 の項及び 61 の項に規定する手数料について、建築物の床面積の合計は、一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分を除いて算定する。
- 7 61 の項に規定する手数料について、建築物エネルギー消費性能確保計画に床面積が増加する変更がある場合は、当該増加する部分の床面積に応じた 60 の項の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料を加えた金額と

する。

別表第2（第3条関係）

手数料	事務	金額
1 [略]		
2 建築物等に関する中間検査申請手数料	建築基準法第7条の3第1項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は同法第18条第17項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	[略]
3 [略]		

備考 [略]

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の1の項の改正規定及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

する。

別表第2（第3条関係）

手数料	事務	金額
1 [略]		
2 建築物等に関する中間検査申請手数料	建築基準法第7条の3第1項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	[略]
3 [略]		

備考 [略]

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

財産の取得について

次のとおり、財産を取得する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物件の所在地 | (1) 日向市大字日知屋字亀川17148番12
(2) 日向市大字日知屋字亀川17148番21 |
| 2 | 土地の面積 | (1) 43,961m ²
(2) 1,140m ²
合計 45,101m ² |
| 3 | 種 別 | 雑種地 |
| 4 | 買収の目的 | 企業誘致等の用に供するため |
| 5 | 買収予定価格 | 465,000,000円 |
| 6 | 買収の相手方 | 東京都中央区晴海2丁目5番24号
株式会社 ピーエス三菱
代表取締役 藤井 敏道 |

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

普通河川井尻谷川の二級河川指定に係る意見について

耳川広域河川改修事業に伴い、普通河川井尻谷川の次の区間を二級河川に指定することについて、宮崎県知事より、河川法第5条第4項に基づく意見を求められたことから、異議ない旨、回答することについて、同法第5条第5項に基づき、議会の議決を求める。

河川の名称		区間		延長 (キロメートル)
水系名	河川名	上流端	下流端	
耳川	井尻谷川	左岸 日向市東郷町山陰字井尻 丁179番2地先	坪谷川への合流点	0.214
		右岸 日向市東郷町山陰字井尻 丁158番口地先		

平成30年8月31日 提出

日向市長 十 屋 幸 平